

発令：平成28年1月29日号外国土交通省告示第265号

最終改正：令和5年9月25日号外国土交通省告示第972号

## ○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項

〔平成二十八年一月二十九日号外国土交通省告示第二百六十五号〕

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省／国土交通省令第一号）第一条第一項第二号イ(1)、第二条第二項（同令第四条第四項において準用する場合を含む。）、第三条第二項（同令第五条第四項において準用する場合を含む。）、第四条第二項、第五条第二項並びに第八条〔現行=一〇条=平成二八年一二月経・国令五号により改正〕第一号イ(1)及び(2)の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項を次のように定める。

## 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項

## 第1 非住宅部分に係る事項

## 1 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第2条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

(1) 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからホまでに定める方法により算出するものとする。

イ 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{AC} = \sum_i \sum_d E_{AC, AHU, d, i} + \sum_i \sum_d E_{AC, PUMP, d, i} + \sum_i \sum_d E_{AC, REF, d, i}$$

この式において、EAC、EAC、AHU、d、i、DAHU、i、nAHU、EAC、PUMP、d、i、DPUMP、i、nPUMP、EAC、REF、d、i、DREF、i及びnREFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

EAC	: 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）
EAC、AHU、d、i	: 日付dにおける空気調和機等iの1日当たりの設計一次エネルギー消費量（単位 1日につきメガジュール）
DAHU、i	: 空気調和機等iの年間稼働日数（単位 日）
nAHU	: 空気調和設備内の空気調和機等の数（単位 台）
EAC、PUMP、d、i	: 日付dにおけるポンプ等iの1日当たりの設計一次エネルギー消費量（単位 1日につきメガジュール）
DPUMP、i	: ポンプ等iの年間稼働日数（単位 日）
nPUMP	: 空気調和設備内のポンプ等の数（単位 台）
EAC、REF、d、i	: 日付dにおける熱源機器等iの1日当たりの設計一次エネルギー消費量（単位 1日につきメガジュール）
DREF、i	: 热源機器等iの年間稼働日数（単位 日）
nREF	: 空気調和設備内の熱源機器等の数（単位 台）

ロ EAC、AHU、d、i及びEAC、PUMP、d、iについては、各機器が処理する暖冷房負荷（暖房負荷及び冷房負荷をいう。以下(1)において同じ。）を算出し、この負荷の大きさに応じて機器のエネルギー消費特性が変化することを考慮した上で、設計一次エネルギー消費量を求めるものとする。

ハ EAC、REF、d、iについては、各機器が処理する暖冷房負荷を算出し、この負荷の大きさ及び気象条件に応じて機器の能力及びエネルギー消費特性が変化することを考慮した上で、設計一次エネルギー消費量を求めるものとする。

ニ 暖冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(イ) 次に掲げる事項については、室用途ごとに定められる標準的な室の使用条件を用いること。

(i) 空気調和設備の運転時間及び温度設定

(ii) 居住者の在室時間、在室人数、発熱量及び発湿量

(iii) 照明設備、OA機器等の使用時間及び発熱量

(iv) 外気の取入時間及び取入量

(ロ) 気象条件については、地域の区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいう。以下同じ。）ごとに定められる気象情報を用いること。

(ハ) 暖冷房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

- (i) 室温と外気温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- (i i) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- (i i i) 照明設備、OA機器、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- (i v) 取入外気の熱

ホ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

- (2) 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからニまでに定める方法により算出するものとする。
- イ 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_V = \sum_i^n \sum_d^{D_i} (E_{V,i} \times T_{V,d,i} \times F_{V,i}) \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、EV、EV<sub>i</sub>、TV<sub>d,i</sub>、FV<sub>i</sub>、Di、n及びf<sub>prim</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- EV : 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）
- EV<sub>i</sub> : 空気調和設備以外の機械換気設備 i の消費電力（単位 ワット）
- TV<sub>d,i</sub> : 日付 d における空気調和設備以外の機械換気設備 i の 1日当たりの運転時間（単位 時間）
- FV<sub>i</sub> : 空気調和設備以外の機械換気設備 i の制御方法に応じて定められる係数（単位 無次元）
- Di : 空気調和設備以外の機械換気設備 i の年間稼働日数（単位 日）
- n : 非住宅部分における空気調和設備以外の機械換気設備の数（単位 台）
- f<sub>prim</sub> : 別表第1に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数（単位 1キロワット時につきキロジュール）

ロ 空気調和設備以外の機械換気設備は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる機器とする。

- (イ) 給気機
- (ロ) 排気機
- (ハ) その他空気調和設備以外の機械換気設備の種類に応じて必要となる機器

ハ TV<sub>d,i</sub> は、室用途ごとに定められる標準的な室の使用時間を用いるものとする。

ニ FV<sub>i</sub> は、高効率電動機、インバータ、送風量制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

- (3) 照明設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからハまでに定める方法により算出するものとする。

イ 照明設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_L = \sum_i^n \sum_d^{D_i} (E_{L,i} \times T_{L,d,i} \times F_{L,i} \times C_{L,i}) \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、EL、EL<sub>i</sub>、TL<sub>d,i</sub>、FL<sub>i</sub>、CL<sub>i</sub>、Di、n及びf<sub>prim</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- EL : 照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）
- EL<sub>i</sub> : 照明設備 i の消費電力（単位 ワット）
- TL<sub>d,i</sub> : 日付 d における照明設備 i の 1日当たりの運転時間（単位 時間）
- FL<sub>i</sub> : 照明設備 i の制御方法に応じて定められる係数（単位 無次元）
- CL<sub>i</sub> : 照明設備 i を設置する室の形状に応じて定められる係数（単位 無次元）
- Di : 照明設備 i の年間稼働日数（単位 日）
- n : 非住宅部分における照明設備の数（単位 台）
- f<sub>prim</sub> : 別表第1に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数（単位 1キロワット時につきキロジュール）

ロ TL<sub>d,i</sub> は、室用途ごとに定められる標準的な室の使用時間を用いるものとする。

ハ FL<sub>i</sub> は、在室検知制御、明るさ検知制御、タイムスケジュール制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

- (4) 給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからハまでに定める方法により算出するものとする。

イ 給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_W = \sum_i^n \sum_{d,i}^{D_i} \left( \frac{Q_{W,d,i}}{\eta_{W,d,i}} \right) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_W$ 、 $Q_{W,d,i}$ 、 $\eta_{W,d,i}$ 、 $D_i$ 及び $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_W$	: 給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
$Q_{W,d,i}$	: 日付 $d$ における給湯設備 $i$ の 1 日当たりの給湯負荷 (単位 1日につきキロジュール)
$\eta_{W,d,i}$	: 日付 $d$ における給湯設備 $i$ のシステム効率 (単位 無次元)
$D_i$	: 給湯設備 $i$ の年間稼働日数 (単位 日)
$n$	: 非住宅部分における給湯設備の数 (単位 台)

□  $Q_{W,d,i}$  は、次に掲げる事項を勘案して算出するものとする。

- (イ) 地域の区分ごとに定められる外気温度及び給水温度
- (ロ) 給湯配管からの熱損失量
- (ハ) 室用途ごとに定められる標準的な 1 日当たりの使用湯量
- (ニ) 節湯器具の使用
- (ホ) 太陽熱利用等の予熱設備の有無

ハ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 1 に掲げる数値を用いるものとする。

(5) 昇降機の設計一次エネルギー消費量は、次のイ及びロに定める方法により算出するものとする。

イ 昇降機の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{EV} = \sum_i^n \sum_{d,i}^{D_i} \left( \frac{L_{EV,i} \times V_{EV,i} \times C_{EV,i} \times T_{EV,d,i}}{860} \times N_{EV,i} \right) \times f_{prim} \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{EV}$ 、 $L_{EV,i}$ 、 $V_{EV,i}$ 、 $C_{EV,i}$ 、 $T_{EV,d,i}$ 、 $N_{EV,i}$ 、 $D_i$ 、 $n$ 及び $f_{prim}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{EV}$	: 昇降機の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
$L_{EV,i}$	: 昇降機系統 $i$ の積載質量 (単位 キログラム)
$V_{EV,i}$	: 昇降機系統 $i$ の定格速度 (単位 1分につきメートル)
$C_{EV,i}$	: 昇降機系統 $i$ の制御方法に応じて定められる係数
$T_{EV,d,i}$	: 日付 $d$ における昇降機系統 $i$ の 1 日当たりの運転時間 (単位 時間)
$N_{EV,i}$	: 昇降機系統 $i$ に属する昇降機の台数 (単位 台)
$D_i$	: 昇降機系統 $i$ の年間稼働日数 (単位 日)
$n$	: 非住宅部分における昇降機の対象系統数
$f_{prim}$	: 別表第 1 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

□  $C_{EV,i}$  は、昇降機の速度制御方法の種類を勘案して算出するものとする。

(6) エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は、次のイからハまでに定める方法により算出するものとする。

イ エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は、次の式により算出するものとする。

$$E_S = \sum_i^n \sum_{d,i}^{D_i} E_{S,d,i}$$

この式において、 $E_S$ 、 $E_{S,d,i}$ 、 $D_i$ 及び $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_S$	: エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきメガジュール)
-------	--

E S, d, i

: 日付 d におけるエネルギー利用効率化設備 i による 1 日当たりの設計一次エネルギー消費量の削減量（単位  
1 日につきメガジュール時）

D i

: エネルギー利用効率化設備 i の年間稼働日数（単位　日）

n

: 非住宅部分における算出対象エネルギー利用効率化設備の数

□ E S, d, i は、気象条件並びに設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ハ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 1 に掲げる数値を用いるものとする。

(7) その他一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \sum_i^n (\alpha_{SM,i} \times A_i)$$

この式において、EM、 $\alpha_{SM,i}$ 、A i 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E M

: その他一次エネルギー消費量（単位　1 年につきメガジュール）

$\alpha_{SM,i}$

: 室 i の室用途ごとに別表第 2 に掲げるその他設備等に係る係数（単位　1 平方メートル 1 年につきメガジュール）

A i

: 室 i の床面積の合計（単位　平方メートル）

n

: 非住宅部分における対象となる室の数

## 2 基準一次エネルギー消費量の算出に関する事項

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 3 条第 2 項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

(1) 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC} = \sum_i^n (\alpha_{SAC,i} \times A_i)$$

この式において、E S A C、 $\alpha_{SAC,i}$ 、A i 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E S A C

: 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位　1 年につきメガジュール）

$\alpha_{SAC,i}$

: 室 i の室用途及び地域の区分ごとに別表第 2 に掲げる空気調和設備に係る係数（単位　1 平方メートル 1 年につきメガジュール）

A i

: 室 i の床面積の合計（単位　平方メートル）

n

: 非住宅部分における空気調和対象室の数

(2) 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = \sum_i^n (\alpha_{SV,i} \times A_i)$$

この式において、E S V、 $\alpha_{SV,i}$ 、A i 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E S V

: 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　1 年につきメガジュール）

$\alpha_{SV,i}$

: 室 i の室用途ごとに別表第 2 に掲げる空気調和設備以外の機械換気設備に係る係数（単位　1 平方メートル 1 年につきメガジュール）

A i

: 室 i の床面積の合計（単位　平方メートル）

n

: 非住宅部分における機械換気対象室の数

(3) 照明設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = \sum_i^n (\alpha_{SL,i} \times A_i)$$

この式において、 $E_{SL}$ 、 $\alpha_{SL,i}$ 、 $A_i$ 及び $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{SL}$  : 照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）
- $\alpha_{SL,i}$  : 室 $i$ の室用途ごとに別表第2に掲げる照明設備に係る係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）
- $A_i$  : 室 $i$ の床面積の合計（単位 平方メートル）
- $n$  : 非住宅部分における照明対象室の数

(4) 給湯設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW} = \sum_i^n (\alpha_{SW,i} \times A_i)$$

この式において、 $E_{SW}$ 、 $\alpha_{SW,i}$ 、 $A_i$ 及び $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{SW}$  : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）
- $\alpha_{SW,i}$  : 室 $i$ の室用途及び地域の区分ごとに別表第2に掲げる給湯設備に係る係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）
- $A_i$  : 室 $i$ の床面積の合計（単位 平方メートル）
- $n$  : 非住宅部分における給湯対象室の数

(5) 昇降機の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SEV} = \sum_i^n \left( \frac{L_{SEV,i} \times V_{SEV,i} \times C_{SEV} \times T_{SEV,i} \times M_{SEV,i}}{860} \times N_{SEV,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{SEV}$ 、 $L_{SEV,i}$ 、 $V_{SEV,i}$ 、 $C_{SEV}$ 、 $T_{SEV,i}$ 、 $M_{SEV,i}$ 、 $N_{SEV,i}$ 及び $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{SEV}$  : 昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）
- $L_{SEV,i}$  : 昇降機系統 $i$ の積載質量（単位 キログラム）
- $V_{SEV,i}$  : 昇降機系統 $i$ の定格速度（単位 1分につきメートル）
- $C_{SEV}$  : 基準設定速度制御係数（1/40）
- $T_{SEV,i}$  : 昇降機系統 $i$ の年間運転時間（単位 時間）
- $M_{SEV,i}$  : 昇降機系統 $i$ の輸送能力係数（単位 無次元）
- $N_{SEV,i}$  : 昇降機系統 $i$ に属する昇降機の台数（単位 台）
- $n$  : 非住宅部分における昇降機の対象系統数

(6) その他一次エネルギー消費量は、1の(7)に定める方法により算出するものとする。

### 3 屋内周囲空間の年間熱負荷の算出方法

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及び(2)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷は、1年間（室用途ごとに使用時間が設定されている場合には、その時間に限る。以下同じ。）における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの（単位 メガジュール）とする。

- イ 外気と屋内周囲空間との温度差
- ロ 外壁、窓等からの日射熱
- ハ 屋内周囲空間で発生する熱
- ニ 取入外気と屋内周囲空間との温湿度の差及び取入外気量に基づく取入外気の熱

### 4 誘導設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第11条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、1の(6)に定める方法により算出するものとする。この場合において、1の(6)中「設計一次エネルギー消費量」とあるのは、「誘導設計一次エネルギー消費量」と読み替えるものとする。

## 第2 住宅部分に係る事項

### 1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出方法

#### (1) 外皮平均熱貫流率

外皮平均熱貫流率に係る建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 外皮平均熱貫流率は、次の式により算出するものとする。

$$U_A = \left( \sum_i^n A_i U_i H_i + \sum_j^m L_j \Psi_j H_j \right) / A$$

この式において、 $U_A$ 、 $A_i$ 、 $U_i$ 、 $H_i$ 、 $n$ 、 $L_j$ 、 $\Psi_j$ 、 $H_j$ 、 $m$ 及び $A$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$U_A$  : 外皮平均熱貫流率 (単位 1平方メートル1度につきワット)

$A_i$  : 外皮の第*i*部位の面積 (単位 平方メートル)

$U_i$  : 外皮の第*i*部位の熱貫流率 (単位 1平方メートル1度につきワット)

$H_i$  : 外皮の第*i*部位の隣接空間との温度差による貫流熱量の低減等を勘案した係数 (以下イにおいて「温度差係数」という。)

$n$  : 外皮の部位数

$L_j$  : 第*j*熱橋等 (熱橋 (構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。別表第3において同じ。) 及び土間床等 (地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。以下(1)及び別表第3において同じ。) の外周部をいう。以下(1)において同じ。) の長さ (単位 メートル)

$\Psi_j$  : 第*j*熱橋等の線熱貫流率 (単位 1メートル1度につきワット)

$H_j$  : 第*j*熱橋等の温度差係数

$m$  : 热橋等の数

$A$  : 外皮の部位の面積の合計 (単位 平方メートル)

ロ  $U_i$ は、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出した数値とする。ただし、 $U_i$ については、別表第3から別表第8までに掲げる仕様の熱貫流率を用いた計算又はこれらの数値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算により求めた数値を用いることができるものとする。

ハ  $\Psi_j$ は、当該熱橋等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出した数値とする。ただし、土間床等の外周部の線熱貫流率については、別表第3から別表第8までに掲げる仕様の線熱貫流率を用いた計算又はこれらの数値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算により求めた数値を用いることができるものとする。

#### (2) 冷房期の平均日射熱取得率

冷房期の平均日射熱取得率に係る建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 冷房期の平均日射熱取得率は、次の式により算出するものとする。

$$\eta_{AC} = \left( \sum_i^n A_i \eta_i v_i / A \right) \times 100$$

この式において、 $\eta_{AC}$ 、 $A_i$ 、 $\eta_i$ 、 $v_i$ 、 $n$ 及び $A$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\eta_{AC}$  : 冷房期の平均日射熱取得率

A <sub>i</sub>	: 外皮の第 i 部位の面積 (単位 平方メートル)
$\eta_i$	: 外皮の第 i 部位の日射熱取得率
$v_i$	: 外皮の第 i 部位の方位及び地域の区分ごとに次の表に掲げる係数
n	: 外皮の部位数
A	: 外皮の部位の面積の合計 (単位 平方メートル)

方位	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
上面	1.0							
北	0.329	0.341	0.335	0.322	0.373	0.341	0.307	0.325
北東	0.430	0.412	0.390	0.426	0.437	0.431	0.415	0.414
東	0.545	0.503	0.468	0.518	0.500	0.512	0.509	0.515
南東	0.560	0.527	0.487	0.508	0.500	0.498	0.490	0.528
南	0.502	0.507	0.476	0.437	0.472	0.434	0.412	0.480
南西	0.526	0.548	0.550	0.481	0.520	0.491	0.479	0.517
西	0.508	0.529	0.553	0.481	0.518	0.504	0.495	0.505
北西	0.411	0.428	0.447	0.401	0.442	0.427	0.406	0.411
下面	0							

(ロ)  $\eta_i$  については、別表第3から別表第8までに掲げる仕様の日射熱取得率を用いた計算又はこれらの数値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる方法により求めた数値を用いることができるものとする。

## 2 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ト)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費量の暖房期（1年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_H = \sum_t^n \sum_i^m E_{H,t,i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT,H,t,r} \times \alpha_{UT,H,r}$$

この式において、 $E_H$ 、 $E_{H,t,i}$ 、 $t$ 、 $i$ 、 $m$ 、 $n$ 、 $Q_{UT,H,t,r}$ 、 $H$ 、 $t$ 、 $r$ 、 $R$  及び  $\alpha_{UT,H,r}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_H$  : 暖房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{H,t,i}$  : 時刻  $t$  における 1 時間当たりの暖房設備  $i$  の設計一次エネルギー消費量 (単位 1時間につきメガジュール)

$m$  : 単位住戸における暖房設備の数

$n$  : 1年間に暖房する時間 (単位 時間)

$Q_{UT,H,t,r}$  : 室  $r$  の時刻  $t$  における 1 時間当たりの暖房設備により処理されない暖房負荷 (単位 1時間につきメガジュール)

$R$  : 室の数

$\alpha_{UT,H,r}$  : 室  $r$  における暖房設備により処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって地域の区分及び暖房方式ごとに別表第9に掲げる係数

(ロ)  $E_{H,t,i}$  は、暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度、暖房設備により処理される暖房負荷並びに太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱を勘案して算出するものとし、 $E_{H,t,i}$  を時刻  $t$  における 1 時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{H,t,i} = C_{H,t,i} \times Q_{T,H,t,i}$$

この式において、 $C_{H,t,i}$  及び  $Q_{T,H,t,i}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{H,t,i}$  : 時刻  $t$  における 1 時間当たりの暖房設備  $i$  の設計一次エネルギー消費係数

$Q_{T,H,t,i}$  : 時刻  $t$  における 1 時間当たりの暖房設備  $i$  により処理される暖房負荷 (単位 1時間につきメガジュール)

(ハ)  $C_{H,t,i}$  は、暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに暖房設備により処理される暖房負荷を勘案して算出する

ものとする。

(二)  $Q_T, H, t, i$  は、太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱等を減じた数値とすることができるものとする。

(ホ) 暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力未満となる場合は0とする。

(ヘ) 暖房負荷の算出については、次のとおりとする。

(イ) 暖房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。

- ① 暖房設備の運転時間及び温度設定
- ② 居住者の在室時間、在室人数及び発熱量
- ③ 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
- ④ 家電製品の運転時間及び発熱量
- ⑤ 調理の時間及び発熱量

(イイ) 外気温（日平均外気温を含む。）については、地域の区分ごとの気象情報を用いること。

(イイイ) 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

- ① 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- ② 換気又は漏気によって輸送される熱
- ③ 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- ④ 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- ⑤ 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
- ⑥ 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱
- ⑦ 太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱

(ト) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

ロ 冷房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ヘ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 冷房設備の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの冷房設備の設計一次エネルギー消費量の冷房期における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_C = \sum_t^n \sum_i^m E_{C,t,i}$$

この式において、 $E_C$ 、 $E_{C,t,i}$ 、 $t$ 、 $i$ 、 $m$ 及び $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_C$  : 冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$E_{C,t,i}$  : 時刻  $t$  における 1時間当たりの冷房設備  $i$  の設計一次エネルギー消費量（単位 1時間につきメガジュール）

$m$  : 単位住戸における冷房設備の数

$n$  : 1年間に冷房する時間（単位 時間）

(ロ)  $E_C, t, i$  は、冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{C,t,i}$  を時刻  $t$  における 1時間当たりの冷房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{C,t,i} = C_C, t, i \times Q_T, C, t, i$$

この式において、 $C_C, t, i$  及び  $Q_T, C, t, i$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_C, t, i$  : 時刻  $t$  における 1時間当たりの冷房設備  $i$  の設計一次エネルギー消費係数

$Q_T, C, t, i$  : 時刻  $t$  における 1時間当たりの冷房設備  $i$  により処理される冷房負荷（単位 1時間につきメガジュール）

(ハ)  $C_C, t, i$  は、冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとする。

(ニ) 冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。

(イ) 冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力未満となる場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。

(イイ) 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力未満となる場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

(ホ) 冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i) 冷房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。

- ① 冷房設備の運転時間及び温湿度設定
- ② 居住者の在室時間、在室人数、発熱量及び発湿量
- ③ 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
- ④ 家電製品の運転時間及び発熱量
- ⑤ 調理の時間並びに発熱量及び発湿量

(ii) 外気温（日平均外気温を含む。）については、地域の区分ごとに定められる気象情報を用いること。

(iii) 冷房負荷の算出においては、次の①及び②に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

① 頭熱

- a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- b 換気（通風のための措置を含む。②において同じ。）又は漏気によって輸送される熱
- c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
- f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する熱

② 潜熱

- a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- b 廉房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
- c 床、壁その他湿容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱
- d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する水蒸気が保有する熱

(ヘ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

ハ 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ニ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_V = \sum_t \sum_i^{n_1 m_1} E_{VG, t, i} + \sum_t \sum_i^{n_2 m_2} E_{VL, t, i}$$

この式において、EV、EVG、t、i、m1、n1、EVL、t、i、m2及びn2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

EV : 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

EVG、t、i : 時刻tにおける1時間当たりの全般機械換気設備iの設計一次エネルギー消費量（単位 1時間につきメガジュール）

m1 : 単位住戸における全般機械換気設備の数

n1 : 全般機械換気設備iの年間稼働時間（通常稼働のものにあっては8760）（単位 時間）

EVL、t、i : 時刻tにおける1時間当たりの局所機械換気設備iの設計一次エネルギー消費量（単位 1時間につきメガジュール）

m2 : 単位住戸における局所機械換気設備の数

n2 : 局所機械換気設備iの年間稼働時間（単位 時間）

(ロ) EVG、t、i及びEVL、t、iは、次の式により算出するものとする。

EVG、t、i = fSFP、i × VR、i × fprim × 10 - 6

EVL、t、i = pV、i × fprim × 10 - 6

これらの式において、fSFP、i、VR、i、fprim及びpV、iは、それぞれ次の数値を表すものとする。

fSFP、i : 全般機械換気設備iの比消費電力（単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット）

VR、i : 全般機械換気設備iの参考機械換気量（単位 1時間につき立方メートル）

fprim : 別表第1に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数（単位 1キロワット時につきキロジュール）

pV、i : 局所機械換気設備iの消費電力（単位 ワット）

(ハ)  $f_{SFP}$ ,  $i$  は、機械換気設備の種類及び仕様並びに全般機械換気設備の設計風量を勘案して算出するものとする。

(ニ)  $VR$ ,  $i$  は、単位住戸の床面積の合計に、天井高及び全般機械換気設備に求められる換気回数を乗じた数値に余裕率を勘案し、機械換気設備の有効換気量率で除して求められる換気量とする。

ニ 照明設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ニ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 照明設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_L = \sum_t^n \sum_i^m E_{L,t,i}$$

この式において、 $E_L$ 、 $E_{L,t,i}$ 、 $t$ 、 $i$ 、 $m$  及び  $n$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_L$  : 照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$E_{L,t,i}$  : 時刻  $t$  における 1 時間当たりの照明区画（照明器具の種類、照明設備の制御方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分をいう。以下同じ。） $i$  に設置される照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1時間につきメガジュール）

$m$  : 単位住戸における照明区画の数

$n$  : 照明区画  $i$  における年間点灯時間（単位 時間）

(ロ)  $E_L$ 、 $t$ 、 $i$  は、次の式により算出するものとする。

$$E_{L,t,i} = P_i \times C_i \times f_{prim} \times 10^{-6} \times r_i, d, t$$

この式において、 $P_i$ 、 $C_i$ 、 $f_{prim}$  及び  $r_i, d, t$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$P_i$  : 照明区画  $i$  に設置される照明設備の消費電力の合計値（単位 ワット）

$C_i$  : 照明区画  $i$  に設置される照明設備の消費電力の補正值

$f_{prim}$  : 別表第 1 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数（単位 1 キロワット時につきキロジュール）

$r_i, d, t$  : 時刻  $t$  における照明区画  $i$  に設置される照明設備の使用時間率

(ハ)  $P_i$  は、照明設備の種類及び仕様並びに照明区画  $i$  の床面積を勘案して算出するものとする。

(ニ)  $C_i$  は、照明設備の設置状況及び用途、調光、人感センサー並びに多灯分散照明方式の採用の有無を勘案して算出するものとする。

ホ 給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ホ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_W = \sum_d^D E_{W,d}$$

この式において、 $E_W$ 、 $E_{W,d}$ 、 $d$  及び  $D$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_W$  : 給湯設備（排熱利用設備を含む。）の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$E_{W,d}$  : 日付  $d$  における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1 日につきメガジュール）

$D$  : 給湯設備の年間稼働日数（単位 日）

(ロ)  $E_W$ 、 $d$  は、給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案して算出するものとし、日付  $d$  における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{W,d} = C_W \times L_W, d$$

この式において、 $C_W$ 、 $L_W$ 、 $d$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_W, d$  : 日付  $d$  における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数

$L_W, d$  : 日付  $d$  における 1 日当たりの給湯負荷（単位 1 日につきメガジュール）

(ハ)  $C_W, d$  は、給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案して算出するものとする。

(ニ)  $L_W, d$  は、単位住戸の床面積、給湯対象室の有無、外気温湿度、給水温度、節湯器具の仕様及び給湯配管の仕様を勘案して算出するものとし、太陽熱利用設備を利用する場合においては太陽熱利用設備の種類、仕様、直達日射量及び天空放射量を勘案して算出するものとする。

(ホ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

ヘ エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は、次の(イ)及び(ロ)に定める方法により算出するものとする。

(イ) エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は、次の式により算出するものとする。

$$E_S = \sum_t^n \sum_i^m E_{E,s,t,i} \times f_{prim} \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_S$ 、 $E_E$ 、 $s$ 、 $t$ 、 $i$ 、 $m$ 、 $n$ 及び $f_{prim}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_S$  : エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 1年につきメガジュール）

$E_E, s, t, i$  : 時刻  $t$ における1時間当たりのエネルギー利用効率化設備  $i$ による消費電力量の削減量（単位 1時間につきキロワット時）

$m$  : 単位住戸におけるエネルギー利用効率化設備の数

$n$  : エネルギー利用効率化設備  $i$ の年間稼働時間（単位 時間）

$f_{prim}$  : 別表第1に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数（単位 1キロワット時につきキロジュール）

(ロ)  $E_E, s, t, i$ は、気象条件並びに設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ト その他一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$EM = \alpha M \times A_{total} + \beta M$$

この式において、 $EM$ 、 $\alpha M$ 、 $A_{total}$ 及び $\beta M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$EM$  : その他一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$\alpha M$  : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1平方メートル 1年につきメガジュール）

$A_{total}$  : 単位住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）

$\beta M$  : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1年につきメガジュール）

係数	床面積の合計の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上	
$\alpha M$	0	87.63	166.71	47.64	0
$\beta M$	12181.13	9552.23	4807.43	15523.73	21240.53

(2) 第1の1は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第4項において準用する同令第2条第2項の国土交通大臣が定める方法について準用する。この場合において、第1の1中「非住宅部分」とあるのは、「共用部分」と読み替えるものとする。

### 3 基準一次エネルギー消費量の算出に関する事項

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 暖房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ヘ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 暖房設備の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な暖房設備の基準一次エネルギー消費量の暖房期における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SH,t,i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT,SH,t,r} \times \alpha_{UT,SH,r}$$

この式において、 $E_{SH}$ 、 $E_{SH}, t, i, m, n, Q_{UT, SH}, t, r, R$ 及び $\alpha_{UT, SH, r}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{SH}$  : 暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$E_{SH}, t, i$  : 時刻  $t$ における1時間当たりの標準的な暖房設備  $i$ の基準一次エネルギー消費量（単位 1時間につきメガ

ジユール)

m	: 単位住戸における標準的な暖房設備の数
n	: 1年間に暖房する時間 (単位 時間)
QUT, SH, t, r	: 室rの時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷 (単位 1時間につきメガジユール)
R	: 室の数
$\alpha_{UT, SH, r}$	: 室rにおける標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数として地域の区分及び暖房方式ごとに別表第9に掲げる係数

(ロ) ESH, t, iは、標準的な暖房設備iの種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備により処理される暖房負荷を勘案して算出するものとし、ESH, t, iを時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備iの基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$ESH, t, i = CSH, t, i \times QT, SH, t, i$$

この式において、CSH, t, i及びQT, SH, t, iは、それぞれ次の数値を表すものとする。

CSH, t, i : 時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備iの基準一次エネルギー消費係数

QT, SH, t, i : 時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備iにより処理される暖房負荷 (単位 1時間につきメガジユール)

(ハ) CSH, t, iは、標準的な暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備iにより処理される暖房負荷を勘案して算出するものとする。

(ニ) 標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が標準的な暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が標準的な暖房設備による最大出力未満となる場合は0とする。

(ホ) 暖房負荷の算出については、次のとおりとする。

(イ) 暖房負荷の算出においては、建築物の種類及び地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の種類	地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率(単位 1平方メートル1度につきワット)	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	0.39	0.39	0.46	0.62	0.72	0.72	0.72	—
暖房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	2.5	2.3	2.7	3.7	4.5	4.3	4.6	—
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	1.4	1.3	1.5	1.6	2.2	2.1	2.2	—

(イイ) 暖房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。

- ① 暖房設備の運転時間及び温度設定
- ② 居住者の在室時間、在室人数及び発熱量
- ③ 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
- ④ 家電製品の運転時間及び発熱量
- ⑤ 調理の時間及び発熱量

(イツイ) 外気温(日平均外気温を含む。)については、地域の区分ごとの気象情報を用いること。

(イツウ) 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

- ① 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- ② 換気又は漏気によって輸送される熱
- ③ 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- ④ 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- ⑤ 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
- ⑥ 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱

(ヘ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

ロ 冷房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ヘ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 冷房設備の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な冷房設備の基準一次エネルギー消費量の

冷房期における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SC,t,i}$$

この式において、 $E_{SC}$ 、 $E_{SC,t,i}$ 、 $t$ 、 $i$ 、 $m$ 及び $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{SC}$  : 冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$E_{SC,t,i}$  : 時刻  $t$  における 1時間当たりの標準的な冷房設備  $i$  の基準一次エネルギー消費量（単位 1時間につきメガジュール）

$m$  : 単位住戸における冷房設備の数

$n$  : 1年間に冷房する時間（単位 時間）

(ロ)  $E_{SC,t,i}$  は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{SC,t,i}$  を時刻  $t$  における 1時間当たりの標準的な冷房設備の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC,t,i} = C_{SC,t,i} \times Q_{T,SC,t,i}$$

この式において、 $C_{SC,t,i}$  及び $Q_{T,SC,t,i}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{SC,t,i}$  : 時刻  $t$  における 1時間当たりの標準的な冷房設備  $i$  の基準一次エネルギー消費係数

$Q_{T,SC,t,i}$  : 時刻  $t$  における 1時間当たりの標準的な冷房設備  $i$  により処理される冷房負荷（単位 1時間につきメガジュール）

(ハ)  $C_{SC,t,i}$  は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとする。

(ニ) 標準的な冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。

(イ) 標準的な冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が標準的な冷房設備による最大顕熱出力未満となる場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が標準的な冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。

(イイ) 標準的な冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が標準的な冷房設備による最大潜熱出力未満となる場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が標準的な冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

(ホ) 冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(イ) 冷房負荷の算出においては、建築物の種類及び地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

	建築物の種類	地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率(単位 1平方メートル 1度につきワット)	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	3.32
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	0.39	0.39	0.46	0.62	0.72	0.72	0.72	1.60
冷房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	1.9	1.9	2.0	2.7	3.0	2.8	2.7	6.7
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	0.9	1.0	1.1	1.2	1.5	1.4	1.4	2.5

(イイ) 冷房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。

- ① 冷房設備の運転時間及び温湿度設定
- ② 居住者の在室時間、在室人数、発熱量及び発湿量
- ③ 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
- ④ 家電製品の運転時間及び発熱量
- ⑤ 調理の時間並びに発熱量及び発湿量

(イイイ) 外気温（日平均外気温を含む。）については、地域の区分ごとに定められる気象情報を用いること。

(イヴ) 冷房負荷の算出においては、次の①及び②に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

- ① 顕熱

- a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- b 換気（通風のための措置を含む。②において同じ。）又は漏気によって輸送される熱
- c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
- f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する熱

② 潜熱

- a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- b 廉器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
- c 床、壁その他湿容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱
- d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する水蒸気が保有する熱

(ヘ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

ハ 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E\text{S}\text{V} = \alpha\text{S}\text{V} \times A\text{t}\text{o}\text{t}\text{a}\text{l} + \beta\text{S}\text{V}$$

この式において、 $E\text{S}\text{V}$ 、 $\alpha\text{S}\text{V}$ 、 $A\text{t}\text{o}\text{t}\text{a}\text{l}$ 及び $\beta\text{S}\text{V}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E\text{S}\text{V}$  : 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$\alpha\text{S}\text{V}$  : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1平方メートル 1年につきメガジュール）

$A\text{t}\text{o}\text{t}\text{a}\text{l}$  : 単位住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）

$\beta\text{S}\text{V}$  : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1年につきメガジュール）

係数	床面積の合計の区分			
	(い)	(ろ)	(は)	
床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上		
$\alpha\text{S}\text{V}$	33	38		33
$\beta\text{S}\text{V}$	129	-21		579

ニ 照明設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E\text{S}\text{L} = 31 \times A\text{t}\text{o}\text{t}\text{a}\text{l} + 169 \times AMR + 39 \times AOR$$

この式において、 $E\text{S}\text{L}$ 、 $A\text{t}\text{o}\text{t}\text{a}\text{l}$ 、 $AMR$ 及び $AOR$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E\text{S}\text{L}$  : 照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$A\text{t}\text{o}\text{t}\text{a}\text{l}$  : 単位住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）

$AMR$  : 単位住戸の主たる居室の床面積の合計（単位 平方メートル）

$AOR$  : 単位住戸の主たる居室以外の居室の床面積の合計（単位 平方メートル）

ホ 給湯設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。ただし、浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室（以下「浴室等」という。）、台所及び洗面所が無い場合は0とする。

$$E\text{S}\text{W} = \alpha\text{S}\text{W} \times A\text{t}\text{o}\text{t}\text{a}\text{l} + \beta\text{S}\text{W}$$

この式において、 $E\text{S}\text{W}$ 、 $\alpha\text{S}\text{W}$ 、 $A\text{t}\text{o}\text{t}\text{a}\text{l}$ 及び $\beta\text{S}\text{W}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E\text{S}\text{W}$  : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$\alpha\text{S}\text{W}$  : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1平方メートル 1年につきメガジュール）

$A\text{t}\text{o}\text{t}\text{a}\text{l}$  : 単位住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）

$\beta\text{S}\text{W}$  : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1年につきメガジュール）

地域の区分	給湯対象室	係数	床面積の合計の区分				
			(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
			床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
1	浴室等が有る場合	$\alpha\text{S}\text{W}$	—	234	307	109	—
		$\beta\text{S}\text{W}$	11946	4926	546	18366	31446

	浴室等が無く、台所 又は洗面所が有る場 合	$\alpha$ SW	—	32	78	15	—
		$\beta$ SW	4835	3875	1115	6785	8585
2	浴室等が有る場合	$\alpha$ SW	—	228	300	107	—
		$\beta$ SW	11696	4856	536	17906	30746
	浴室等が無く、台所 又は洗面所が有る場 合	$\alpha$ SW	—	32	77	15	—
		$\beta$ SW	4742	3782	1082	6662	8462
3	浴室等が有る場合	$\alpha$ SW	—	212	280	100	—
		$\beta$ SW	10892	4532	452	16652	28652
	浴室等が無く、台所 又は洗面所が有る場 合	$\alpha$ SW	—	30	72	14	—
		$\beta$ SW	4442	3542	1022	6242	7922
4	浴室等が有る場合	$\alpha$ SW	—	205	272	97	—
		$\beta$ SW	10575	4425	405	16155	27795
	浴室等が無く、台所 又は洗面所が有る場 合	$\alpha$ SW	—	29	70	13	—
		$\beta$ SW	4321	3451	991	6121	7681
5	浴室等が有る場合	$\alpha$ SW	—	200	276	103	—
		$\beta$ SW	10440	4440	-120	15450	27810
	浴室等が無く、台所 又は洗面所が有る場 合	$\alpha$ SW	—	29	71	14	—
		$\beta$ SW	4165	3295	775	5905	7585
6	浴室等が有る場合	$\alpha$ SW	—	181	249	93	—
		$\beta$ SW	9401	3971	-109	13931	25091
	浴室等が無く、台所 又は洗面所が有る場 合	$\alpha$ SW	—	26	64	12	—
		$\beta$ SW	3755	2975	695	5375	6815
7	浴室等が有る場合	$\alpha$ SW	—	165	227	85	—
		$\beta$ SW	8499	3549	-171	12609	22809
	浴室等が無く、台所 又は洗面所が有る場 合	$\alpha$ SW	—	23	57	11	—
		$\beta$ SW	3402	2712	672	4812	6132
8	浴室等が有る場合	$\alpha$ SW	—	130	178	67	—
		$\beta$ SW	6672	2772	-108	9882	17922
	浴室等が無く、台所 又は洗面所が有る場 合	$\alpha$ SW	—	18	45	9	—
		$\beta$ SW	2679	2139	519	3759	4839

ヘ その他一次エネルギー消費量は、2の(1)トに定める方法により算出するものとする。

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第4項において準用する同令第3条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC} = \sum_i^n (\alpha_{sac,i} \times A_i)$$

この式において、E S A C、 $\alpha_{sac}$ 、i、A<sub>i</sub>及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E S A C : 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$\alpha_{sac}$ 、i : 空気調和対象室iの室用途及び地域の区分ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあっては、別表第2に掲げる係数）（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

A<sub>i</sub> : 空気調和対象室iの床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 共用部分における空気調和対象室の数

室用途	$\alpha_{sac}$ 、i							
	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
ロビー	1198	1215	1064	1093	1142	1166	1114	1223
管理人室	431	428	366	386	394	440	418	520
集会室	576	549	452	453	451	478	472	538
屋内廊下	937	973	705	745	801	829	858	799

ロ 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_i^n (\alpha_{sv,i} \times A_{t,i})$$

この式において、E S V、 $\alpha_{sv}$ 、i、A<sub>t</sub>、i及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E S V : 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$\alpha_{sv}$ 、i : 空気調和対象室を除く機械換気対象室iの室用途ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあっては、別表第2に掲げる係数）（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

A<sub>t</sub>、i : 空気調和対象室を除く機械換気対象室iの床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 共用部分における次の表の室用途の室のうち空気調和対象室以外の室数

室用途	$\alpha_{sv}$ 、i
機械室	712
電気室	1425
屋内駐車場	997
廃棄物保管場所等	2137

ハ 照明設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sl} = \sum_i^n (\alpha_{sl,i} \times A_{t,i})$$

この式において、E S L、 $\alpha_{sl}$ 、i、A<sub>t</sub>、i及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E S L : 照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$\alpha_{sl}$ 、i : 照明対象室iの室用途ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあっては、別表第2に掲げる係数）（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

A<sub>t</sub>、i : 照明対象室iの床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 共用部分における照明対象室の数

室用途	$\alpha_{sl}$ 、i
ロビー	1026
管理人室	369
集会室	113

屋内廊下	513
屋外廊下	256
機械室	10
電気室	10
屋内駐車場	308
廃棄物保管場所等	308

ニ 給湯設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW} = \sum_i^n (\alpha_{sw,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $E_{SW}$ 、 $\alpha_{sw,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{SW}$  : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$\alpha_{sw,i}$  : 給湯対象室iの室用途及び地域の区分ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあっては、別表第2に掲げる係数）（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

$A_{t,i}$  : 給湯対象室iの床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 共用部分における給湯対象室の数

室用途	$\alpha_{sw,i}$							
	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
管理人室	25	24	23	22	21	19	17	14
集会室	97	95	89	87	83	75	69	56

ホ 昇降機の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SEV} = \sum_i^n \left( \frac{L_{ev,i} \times V_{ev,i} \times F_{st} \times T_{ev,i} \times M_{ev,i}}{860} \times N_{ev,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{SEV}$ 、 $L_{ev,i}$ 、 $V_{ev,i}$ 、 $F_{st}$ 、 $T_{ev,i}$ 、 $M_{ev,i}$ 、 $N_{ev,i}$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{SEV}$  : 昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

$L_{ev,i}$  : 昇降機系統iに属する昇降機の積載質量（単位 キログラム）

$V_{ev,i}$  : 昇降機系統iに属する昇降機の定格速度（単位 1分につきメートル）

$F_{st}$  : 基準設定速度制御係数（1/40）

$T_{ev,i}$  : 昇降機系統iの昇降機年間運転時間（単位 時間）

$M_{ev,i}$  : 昇降機系統iの輸送能力係数（単位 無次元）

$N_{ev,i}$  : 昇降機系統iに属する昇降機の台数（単位 台）

n : 共用部分における昇降機の対象系統数

#### 4 誘導設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、2の(1)へに定める方法により算出するものとする。この場合において、2の(1)へ中「設計一次エネルギー消費量」とあるのは、「誘導設計一次エネルギー消費量」と読み替えるものとする。

(2) 第1の1は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第4項において準用する同令第11条第2項の国土交通大臣が定める方法について準用する。この場合において、第1の1中「非住宅部分」とあるのは、「共用部分」と読み替えるものとする。

#### 第3 地域の区分

地域の区分は、別表第10のとおりとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。  
(経過措置)
- 2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条の規定を適用する場合における第2の3(1)イ(ホ)(i)の暖房負荷の算出及び第2の3(1)ロ(ホ)(i)の冷房負荷の算出については、第2の3(1)イ(ホ)(i)及び第2の3(1)ロ(ホ)(i)の表に掲げる外皮平均熱貫流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率に代えて、単位住戸の外皮平均熱貫流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率を用いることができるものとする。

附 則〔平成二八年一二月二一日国土交通省告示第一四三三号〕

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則〔令和元年一一月一五日国土交通省告示第七八三号〕

沿革

令和 五年 九月二五日号外国语交通省告示第九七二号〔確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示一三条による改正〕

(施行期日)

第一条 この告示は、令和元年十一月十六日から施行する。ただし、第2の3(1)イ(ホ)(i)及び第2の3(1)ロ(ホ)(i)の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第10に掲げる地域の区分の適用については、令和三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2 令和三年四月一日以後に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項及び次項において「法」という。）第十二条第二項（法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（この告示による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第10に掲げる地域の区分（以下この項及び次項において「旧地域区分」という。）を適用し、同日前に法第十二条第一項（法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）の変更、法第十三条第三項（法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（旧地域区分を適用し、同日前に法第十三条第二項（法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）の変更、法第十九条第一項後段の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（旧地域区分を適用し、同日前に同項前段の届出をしたものに限る。）の変更、法第二十条第二項後段による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（旧地域区分を適用し、同日前に同項前段の通知をしたものに限る。）の変更及び法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（旧地域区分を適用し、同日前に法第三十五条第一項の認定を受けたものに限る。）の変更をする場合における設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量、外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率、屋内周囲空間の年間熱負荷及び誘導設計一次エネルギー消費量の算出については、旧地域区分を適用することができる。

3 令和三年四月一日に現に存する建築物の増築、改築又は修繕等（法第六条第二項において規定する修繕等をいう。）をする場合における設計一次エネルギー消費量、基準一次エネルギー消費量、外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率、屋内周囲空間の年間熱負荷及び誘導設計一次エネルギー消費量の算出については、旧地域区分を適用することができる。

附 則〔令和四年八月一六日国土交通省告示第八三七号〕

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

附 則〔令和四年一一月七日国土交通省告示第一一〇四号〕

沿革

令和 五年 九月二五日号外国语交通省告示第九七二号〔確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示一四条による改正〕

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項若しくは附則第三条第二項の届出、同法第二十条第二項若しくは附則第三条第八項の通知、同法第二十三条第一項、第三十四条第一項若しくは第

四十一一条第一項の認定（同法第三十六条第一項の変更の認定を含む。）の申請又は同法第二十七条第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託がされた建築物に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。

3 この告示の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価及び変更設計住宅性能評価に限る。）の申請がされた住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。次項において同じ。）に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。

4 この告示の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第一項の求め（同条第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せてするものを含む。）がされた住宅に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。

5 この告示の施行前に長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項までの認定（同法第八条第一項の変更の認定を含む。）の申請がされた住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。）に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。

6 この告示の施行前に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の認定（同法第五十五条第一項の変更の認定を含む。）の申請がされた建築物に係る基準一次エネルギー消費量の算出については、なお従前の例による。

#### 附 則〔令和五年九月二五日国土交通省告示第九七二号〕

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六九号〕附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表第1

重油	1リットルにつき41,000キロジュール
灯油	1リットルにつき37,000キロジュール
液化石油ガス	1キログラムにつき50,000キロジュール
都市ガス	1立方メートルにつき45,000キロジュール
他人から供給された熱（蒸気、温水、冷水）（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十七条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物にあっては、当該建築物以外の当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物から供給されたものを除く。）	1キロジュールにつき1.36キロジュール（他人から供給された熱を発生するために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められる係数を求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。）
電気	1キロワット時につき9,760キロジュール（夜間買電（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して22時から翌日8時までの間に電気の供給を受けることをいう。）を行う場合においては、昼間買電（同号に規定する一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して8時から22時までの間に電気の供給を受けることをいう。）の間の消費電力量については1キロワット時につき9,970キロジュールと、夜間買電の消費電力量については1キロワット時につき9,280キロジュールとすることができる。）

別表第2

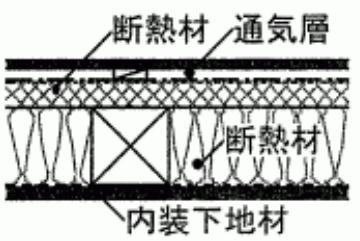
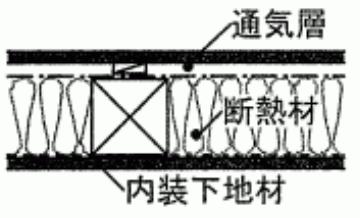
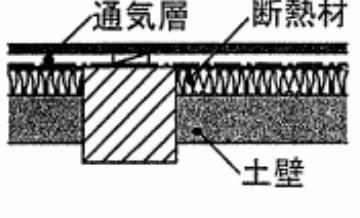
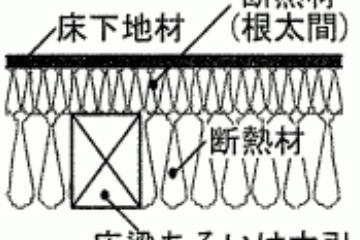
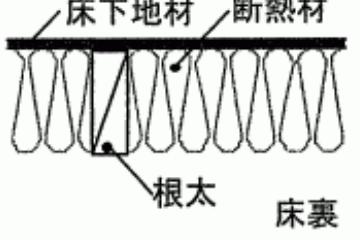
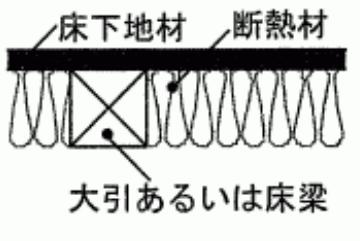


機械室	0	0	0	0	0	0	0	769	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気室等	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
油沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	242	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	483	197	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	483	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	3420	308	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
腐敗物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	1449	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大型店の売場	2555	2447	2048	2084	2091	2169	2158	2507	0	931	62	60	57	55	52	48	43	35	1781	
専門店の売場	2555	2447	2048	2084	2091	2169	2158	2507	0	829	62	60	57	55	52	48	43	35	1781	
スーパーマーケットの売場	2555	2447	2048	2084	2091	2169	2158	2507	0	764	62	60	57	55	52	48	43	35	1781	
事務室	1696	1616	1373	1396	1388	1458	1484	1673	0	755	62	60	57	55	52	48	43	35	652	
備はさばき場	1042	984	781	784	777	819	819	920	0	125	31	30	28	28	26	24	22	18	142	
ロビー	1465	1419	1297	1315	1369	1409	1420	1601	0	1246	31	30	28	28	26	24	22	18	0	
便所	1465	1419	1297	1315	1369	1409	1420	1601	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
喫煙室	1465	1419	1297	1315	1369	1409	1420	1601	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
更衣室又は倉庫	1877	1834	1818	1864	2018	2120	2196	2674	208	306	502	492	461	449	427	388	355	287	0	
厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	5973	548	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	16	0	0	0	0	0	0	0	0	
油沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	110	0	0	0	0	0	0	0	0	
食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299	119	0	0	0	0	0	0	0	0	
印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299	181	0	0	0	0	0	0	0	0	
屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2147	193	0	0	0	0	0	0	0	0	
腐敗物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	896	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
学校等	562	563	467	457	602	656	635	841	0	176	218	213	200	195	185	168	154	124	8	
小中学校又は高等学校的教室	562	563	467	457	602	656	635	841	0	176	83	81	76	74	70	64	58	47	8	
小中学校又は高等學校の食堂	291	290	281	226	262	286	271	319	0	63	1392	1365	1279	1245	1182	1075	983	796	0	
大学の教室	603	596	498	510	553	594	591	831	0	183	69	67	63	61	58	53	49	39	32	
大学の食堂	2582	2553	2410	2459	2664	2735	2754	3405	0	333	3825	3750	3513	3421	3248	2954	2700	2186	0	
職員室	1390	1325	933	960	968	1052	1022	1155	0	382	61	59	56	54	51	47	43	35	223	
研究室	995	976	945	967	1021	1109	1109	1456	0	557	49	48	45	44	42	38	35	28	1026	
電子計算機部演習室	872	876	844	882	932	1041	1081	1426	0	312	102	100	93	91	86	78	72	58	1129	
実験室	872	876	844	882	932	1041	1081	1426	0	514	102	100	93	91	86	78	72	58	1129	
講堂又は体育館	1081	1076	908	937	973	1052	1028	1293	0	103	142	140	131	127	121	110	100	81	0	
宿泊室	1552	1415	1058	1042	1061	1075	1058	1133	385	311	936	917	859	837	795	723	661	535	131	
事務室	795	787	617	627	638	705	658	832	0	383	41	40	37	36	35	31	29	23	228	
ロビー	1663	1661	1796	1858	2061	2187	2262	2813	0	282	41	40	37	36	35	31	29	23	0	
廊下	633	627	560	574	575	628	606	757	0	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
便所	633	627	560	574	575	628	606	757	318	282	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
喫煙室	633	627	560	574	575	628	606	757	635	155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
更衣室又は倉庫	998	998	964	980	1049	1130	1133	1406	106	155	382	325	305	297	282	256	234	190	0	
厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	2108	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
飲食店等	0	0	0	0	0	0	0	0	53	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
飲食店の客室	1834	1823	1741	1817	1918	1965	1933	2358	0	926	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	1008	
軽食店の客室	1706	1721	1460	1518	1618	1682	1705	1920	0	556	1296	1271	1191	1160	1101	1001	915	741	0	
喫茶店の客室	1749	1771	1567	1637	1755	1808	1784	2064	0	940	2593	2542	2381	2319	2201	2002	1830	1481	317	
バー	433	426	372	375	380	404	395	423	0	116	2074	2033	1905	1855	1761	1602	1464	1185	0	
フロント	845	856	716	732	732	752	727	793	0	509	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事務室	1071	1094	903	943	981	1008	974	1080	0	755	31	30	28	28	26	24	22	18	463	
ロビー	845	856	716	732	732	752	727	793	0	556	31	30	28	28	26	24	22	18	0	
廊下	845	856	716	732	732	752	727	793	0	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
便所	845	856	716	732	732	752	727	793	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
喫煙室	845	856	716	732	732	752	727	793	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
更衣室又は倉庫	1083	1120	881	915	957	999	998	1028	306	502	492	461	449	427	388	355	287	0	0	
厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	5973	548	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	16	0	0	0	0	0	0	0	0	
油沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	110	0	0	0	0	0	0	0	0	
食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299	119	0	0	0	0	0	0	0	0	
印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299	181	0	0	0	0	0	0	0	0	
屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1952	176	0	0	0	0	0	0	0	0	
腐敗物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	896	60	0	0	0	0	0	0	0	0	
集金所等	アスレチック場の運動室	1800	1752	1884	1952	2129	2272	2367	2961	175	635	1267	1243	1164	1134	1076	979	895	724	288
アスレチック場のロビー	1703	1630	1779	1812	1953	2060	2095	2533	0	425	26	25	24	23	22	20	18	15	0	
アスレチック場の便所	1703	1630	1779	1812	1953	2060	2095	2533	526	467	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アスレチック場の喫煙室	1703	1630	1779	1812	1953	2060	2095	2533	1052	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公式競技用スケート場	2688	2621	2753	2841	3069	3211	3375	4242	183	890	478	468	439	427	405	369	337	273	0	
一般競技用スケート場	2688	2621	2753	2841	3069	3211	3375	4242	183	890	478	468	439	427	405	369	337	273	0	
レクリエーション用スケート場	2688	2621	2753	2841	3069	3211	3375	4242	183	890	478	468	439	427	405	369	337	273	0	
公式競技用座育館	2688	2621	2753	2841	3069	3211	3375	4242	183	1187	478	468	439	427	405	369				

公衆浴場の脱衣所	1964	1898	1898	1935	2030	2119	2187	2696	224	359	4861	4766	4464	4348	4128	3754	3432	2778	0
公衆浴場のロビー	1964	1898	1898	1935	2030	2119	2187	2696	0	544	62	60	57	55	52	48	43	35	0
公衆浴場の便所	3623	3580	3862	3924	4285	4502	4660	5662	673	598	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公衆浴場の喫煙室	3623	3580	3862	3924	4285	4502	4660	5662	1347	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映画館の音響室	6690	6474	6441	6605	7145	7398	7716	9665	0	128	308	302	283	275	261	238	217	176	0
映画館のロビー	3644	3634	4072	4118	4538	4739	4852	5802	0	641	31	30	28	28	26	24	22	18	0
映画館の便所	3860	3814	4114	4188	4586	4817	4981	6044	721	641	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映画館の喫煙室	3860	3814	4114	4188	4586	4817	4981	6044	1443	353	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書館の図書室	1410	1327	1232	1256	1274	1372	1375	1735	0	488	52	51	48	46	44	40	37	30	90
図書館のロビー	2379	2292	2464	2513	2708	2875	2938	3568	0	360	52	51	48	46	44	40	37	30	0
図書館の便所	2379	2292	2464	2513	2708	2875	2938	3568	405	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書館の喫煙室	2379	2292	2464	2513	2708	2875	2938	3568	809	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0
博物館の展示室	1167	1088	967	977	1024	1004	1219	0	261	8	8	7	7	7	6	5	4	0	0
博物館のロビー	1992	1917	2049	2084	2226	2367	2408	2927	0	288	52	51	48	46	44	40	37	30	0
博物館の便所	1992	1917	2049	2084	2226	2367	2408	2927	647	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劇場の喫煙室	2853	2760	2870	2987	3262	3387	3596	4571	0	441	212	208	194	189	180	163	149	121	0
劇場の発屋	904	892	913	952	1027	1085	1136	1444	0	299	42	42	39	38	36	33	30	24	0
劇場の客席	2853	2760	2870	2987	3262	3387	3596	4571	0	265	212	208	194	189	180	163	149	121	0
劇場のロビー	1788	1732	1827	1875	2014	2109	2176	2647	0	265	42	42	39	38	36	33	30	24	0
劇場の便所	1788	1732	1827	1875	2014	2109	2176	2647	0	298	265	0	0	0	0	0	0	0	0
劇場の喫煙室	1788	1732	1827	1875	2014	2109	2176	2647	595	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競馬場又は競輪場の客席	1700	1647	1681	1739	1805	1965	2020	2595	0	298	117	115	108	105	99	90	83	67	325
競馬場又は競輪場の発光場	1281	1249	1343	1363	1447	1532	1553	1878	0	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競馬場又は競輪場の店舗	1281	1249	1343	1363	1447	1532	1553	1878	0	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競馬場又は競輪場のロビー	1281	1249	1343	1363	1447	1532	1553	1878	0	325	29	29	27	26	25	23	21	17	0
競馬場又は競輪場の便所	1281	1249	1343	1363	1447	1532	1553	1878	411	325	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競馬場又は競輪場の喫煙室	1281	1249	1343	1363	1447	1532	1553	1878	823	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社寺の本殿	3329	3183	3134	3244	3503	3581	3736	4765	0	198	212	208	194	189	180	163	149	121	0
社寺のロビー	1971	1890	2026	2064	2221	2325	2387	2896	0	294	42	42	39	38	36	33	30	24	0
社寺の便所	1971	1890	2026	2064	2221	2325	2387	2896	331	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社寺の喫煙室	1971	1890	2026	2064	2221	2325	2387	2896	661	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カラオケボックス	4925	5129	4263	4529	4664	4994	4978	5356	1154	1368	123	121	113	110	105	95	87	70	238
ボーリング場	2641	2640	2988	3048	3871	3529	3649	4376	673	798	31	30	28	28	26	24	22	18	445
ばんじこ屋	3451	3433	3252	3399	3603	3687	3656	4471	625	1019	154	151	141	138	131	119	109	88	8139
居間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7027	644	0	0	0	0	0	0	0	0
機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	769	19	0	0	0	0	0	0	0
電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	19	0	0	0	0	0	0	0	0
消防室等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	176	129	0	0	0	0	0	0	0	0
販賣室等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	351	141	0	0	0	0	0	0	0	0

別表第3

木造の単位住戸 充填断熱の仕様例																			
部位	熱貫流率(単位 1 平方メートル 1 度につきワット)					仕様の詳細										断面構成図			
屋根	0.17					たるきの間にRが7.5以上の断熱材(厚さ265ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合													
	0.24					たるきの間にRが5.2以上の断熱材(厚さ185ミリメートル以上)を充填し、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合													
天井	0.17					内装下地材の上面にRが5.7以上の断熱材を敷き込み、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合													

	0.24	内装下地材の上面にRが4.0以上の断熱材を敷き込み、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
外壁	0.35	軸組の外側にRが1.3以上の断熱材（厚さ25ミリメートル以上）を張り付け、かつ、軸組の間にRが2.2以上の断熱材（厚さ100ミリメートル以上）を充填した断熱構造とする場合	
	0.53	軸組の間にRが2.2以上の断熱材（厚さ85ミリメートル以上）を充填した断熱構造とする場合	
	0.92	土壁（厚さ50ミリメートル以上）の外側で軸組の間にRが0.9以上の断熱材（厚さ20ミリメートル以上）を充填した断熱構造とする場合	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、根太の間及び大引又は床梁の間に合計してRが5.2以上の断熱材を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.34	次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ 床裏が外気に接する場合であって、根太の間にRが3.9以上の断熱材（厚さ135ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ 床裏が外気に接しない場合であって、根太の間にRが3.7以上の断熱材（厚さ130ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
		次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ 床裏が外気に接する場合であって、大引又は床梁の間にRが3.4以上の断熱材（厚さ120ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ 床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間にRが3.3以上の断熱材（厚さ120ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
		次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ 床裏が外気に接する場合であって、大引又は床梁の間にRが4.0以上の断熱材（厚さ90ミリメートル以上）を充填し、かつ、	

		<p>Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間にRが3.7以上の断熱材（厚さ85ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</li> </ul>	
0.48		<p>床裏が外気に接しない場合であって、根太の間にRが2.4以上の断熱材（厚さ85ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p>	
		<p>床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間にRが2.2以上の断熱材（厚さ75ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p>	
		<p>床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間にRが2.4以上の断熱材（厚さ55ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.15以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p>	
基礎	0.27	<p>鉄筋コンクリート造の基礎の外側又は内側にRが3.5以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合</p>	
	<p>鉄筋コンクリート造の基礎の両側に、合計してRが3.5以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合</p>		
	0.52	<p>鉄筋コンクリート造の基礎の外側又は内側にRが1.7以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合</p>	

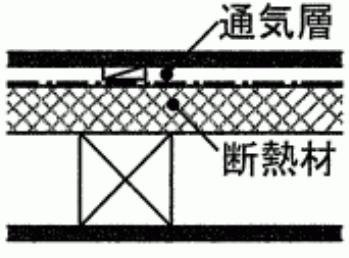
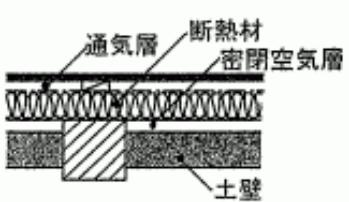
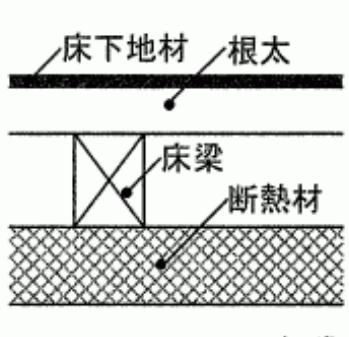
	1.38	鉄筋コンクリート造の基礎の外側又は内側にRが0.5以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合	
	4.45	無断熱の鉄筋コンクリート構造の場合	

#### 備考

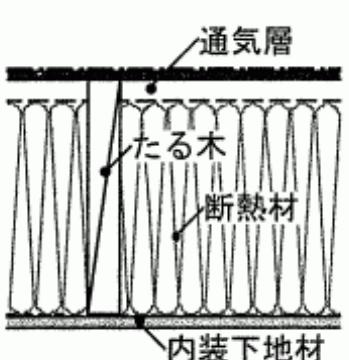
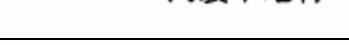
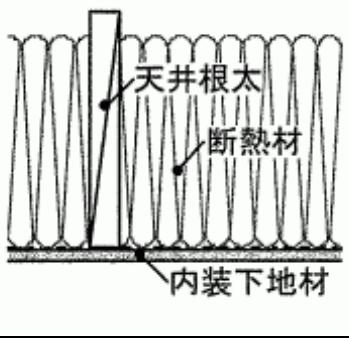
- 各部位の日射熱取得率は、それぞれの熱貫流率の数値に0.034を乗じ、かつ、熱橋の影響を考慮することにより求められる。別表第4から別表第8までにおいて同じ。
- 表中のRは熱抵抗値を示し、「単位は1ワットにつき平方メートル・度」とする。別表第4から別表第8までにおいて同じ。
- 単位住戸において複数の単位住戸の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの部位の構造又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の数値を用いることができるものとする。以下同じ。
- 土間床等の外周部の線熱貫流率は1.8（単位 1ワットにつきメートル・度）とする。

別表第4

木造の単位住戸 外張断熱の仕様例			
部位	熱貫流率 [W／(m <sup>2</sup> · K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.17	Rが0.075以上の屋根下地材等の上に、Rが6.3以上の断熱材を外張りした断熱構造とする場合	
	0.24	Rが0.075以上の屋根下地材等の上に、Rが4.4以上の断熱材を外張りした断熱構造とする場合	
外壁	0.35	軸組の外側にRが3.0以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	

	0.53	軸組の外側にRが1.9以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
		軸組の外側にRが1.7以上の断熱材を張り付け、かつ、軸組の間に土壁（厚さ60ミリメートル以上）を設けた断熱構造とする場合	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側にRが4.5以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
	0.34	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側にRが3.1以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
基礎	木造の単位住戸 充填断熱の仕様例と同様		

別表第5

枠組壁工法の単位住戸 充填断熱の仕様例			
部位	熱貫流率 [W / (m <sup>2</sup> · K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.17	たるきの間にRが7.5以上の断熱材（厚さ265ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	たるきの間にRが5.2以上の断熱材（厚さ185ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
天井	0.17	天井根太の間にRが7.5以上の断熱材（厚さ265ミリメートル以上）を敷き込み、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	天井根太の間にRが5.2以上の断熱材（厚さ185ミリメートル以上）を敷き込み、かつ、Rが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	

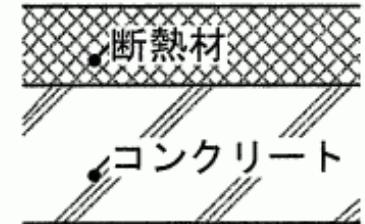
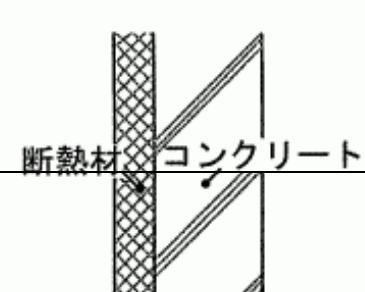
外壁	0.35	壁枠組材の間にRが3.7以上の断熱材を充填し、かつ、Rが0.046以上の面材及びRが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
		壁枠組材の外側にRが0.9以上の断熱材を張り付け、壁枠組材の間にRが2.7以上の断熱材を充填し、かつ、Rが0.046以上の面材及びRが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.53	壁枠組材の間にRが2.3以上の断熱材を充填し、かつ、Rが0.047以上の面材及びRが0.043以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、根太の間にRが5.1以上の断熱材（厚さ180ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.34	次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ 床裏が外気に接する場合であって、根太の間にRが3.5以上の断熱材（厚さ125ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ 床裏が外気に接しない場合であって、根太の間にRが3.3以上の断熱材（厚さ120ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.48	床裏が外気に接しない場合であって、根太の間にRが2.2以上の断熱材（厚さ80ミリメートル以上）を充填し、かつ、Rが0.075以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
基礎	木造の単位住戸 充填断熱の仕様例と同様		

別表第6

鉄筋コンクリート造等の単位住戸 内断熱の仕様例			
部位	熱貫流率 [W/(m²・K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.27	屋根コンクリートスラブの下側（室内側）に、Rが3.6以上の断熱材を打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.35	屋根コンクリートスラブの下側（室内側）に、Rが2.7以上の断熱材を打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	

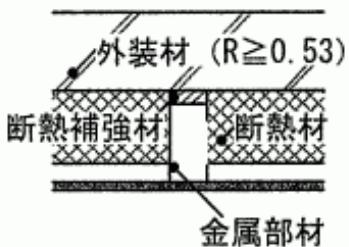
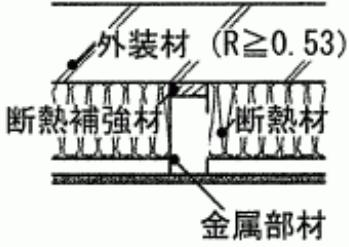
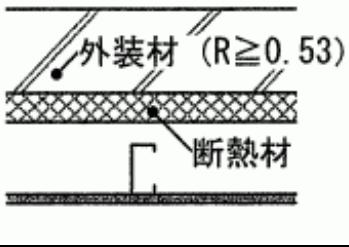
		材を打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.37	屋根コンクリートスラブの下側（室内側）に、Rが2.5以上の断熱材を打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
外壁	0.39	コンクリートの内側（室内側）に、Rが2.4以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.49	コンクリートの内側（室内側）に、Rが1.9以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.75	コンクリートの内側（室内側）に、Rが1.1以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
床	0.27	床裏が外気に接する場合であって、コンクリートスラブの下側（外気側）に、Rが3.5以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.32	床裏が外気に接する場合であって、コンクリートスラブの下側（外気側）に、Rが2.9以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.37	床裏が外気に接する場合であって、コンクリートスラブの下側（外気側）に、Rが2.5以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.38	床裏が外気に接しない場合であって、コンクリートスラブの下側（外気側）に、Rが2.3以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.46	床裏が外気に接しない場合であって、コンクリートスラブの下側（外気側）に、Rが1.8以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.53	床裏が外気に接しない場合であって、コンクリートスラブの下側（外気側）に、Rが1.5以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
基礎		木造の単位住戸 充填断熱の仕様例と同様	
備考	表中の熱貫流率は、構造熱橋部により貫流する熱量を除いた数値とする。以下同じ。		

別表第7

鉄筋コンクリート造等の単位住戸 外断熱の仕様例			
部位	熱貫流率 [W / (m <sup>2</sup> · K)]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.32	屋根コンクリートスラブの上側（外気側）に、Rが3.0以上の断熱材を貼付けた断熱構造とする場合	
	0.41	屋根コンクリートスラブの上側（外気側）に、Rが2.3以上の断熱材を貼付けた断熱構造とする場合	
	0.43	屋根コンクリートスラブの上側（外気側）に、Rが2.2以上の断熱材を貼付けた断熱構造とする場合	
外壁	0.49	コンクリートの外側（外気側）に、Rが1.9以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.58	コンクリートの外側（外気側）に、Rが1.5以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	

	0.86	コンクリートの外側（外気側）に、Rが1.0以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
床	鉄筋コンクリート造等の単位住戸 内断熱の仕様例と同様		
基礎	木造の単位住戸 充填断熱の仕様例と同様		

別表第8

鉄骨造の単位住戸の仕様例			
部位	熱貫流率 [W/m <sup>2</sup> ・K]	仕様の詳細	断面構成図
天井	木造の単位住戸 充填断熱の仕様例と同様（金属熱橋が存在しない場合に限る。）		
外壁	0.35	Rが0.53以上の外装材で、断熱層を貫通する金属部材間にRが4.1以上の断熱材を充填し、Rが0.72以上の金属部材の断熱補強材を設けた断熱構造とする場合	
		Rが0.53以上の外装材の内側に、Rが2.2以上の断熱材を貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合（ただし、断熱材を貫通する金属熱橋が存在しない場合に限る。）	
	0.53	Rが0.53以上の外装材で、断熱層を貫通する金属部材間にRが2.6以上の断熱材を充填し、Rが0.33以上の金属部材の断熱補強材を設けた断熱構造とする場合	
		Rが0.53以上の外装材の内側に、Rが1.3以上の断熱材を貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合（ただし、断熱材を貫通する金属熱橋が存在しない場合に限る。）	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側にRが4.5以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
	0.34	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側にRが3.2以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合 床裏が外気に接しない場合であって、床梁の下側にRが3.0以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
	0.48	床裏が外気に接しない場合であって、床梁の下側にRが2.0以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	

基礎	木造の単位住戸 充填断熱の仕様例と同様				
別表第9					
地域の区分 単位住戸全体を連続的に暖房する方式	暖房方式				
	居室のみを暖房する方式				
1 連続運転	主たる居室		主たる居室以外の居室		
	連続運転	間歇(けつ)運転	連続運転	間歇運転	
1	1.61	1.59	1.21	1.59	1.22
2	1.46	1.66	1.22	1.66	1.24
3	1.32	1.63	1.22	1.63	1.23
4	1.30	1.60	1.21	1.60	1.23
5	1.20	1.53	1.05	1.53	1.04
6	1.09	1.57	0.96	1.57	1.00
7	1.12	1.63	1.01	1.63	1.34
8					

別表第10

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、土別市、名寄市、伊達市（旧大滝村に限る。）、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町（旧歌登町に限る。）、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村に限る。）、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苦小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市（旧伊達市に限る。）、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町（旧八雲町に限る。）、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、劍淵町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町（旧枝幸町に限る。）、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壯瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町（旧幕別町に限る。）、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
	青森県	平川市（旧碇ヶ関村に限る。）
	岩手県	八幡平市（旧安代町に限る。）、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町（旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。）
	栃木県	日光市（旧栗山村に限る。）
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市（旧檜川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町（旧開田村に限る。）
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市（旧尾上町、旧平賀町に限る。）、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、

	風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	
岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市（旧西根町、旧松尾村に限る。）、一関市（旧大東町、旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。）、滝沢市、零石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畠村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町	
宮城県	七ヶ宿町	
秋田県	能代市（旧二ツ井町に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村	
山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町	
福島県	二本松市（旧東和町に限る。）、下郷町、只見町、南会津町（旧田島町に限る。）、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯舘村	
栃木県	日光市（旧足尾町に限る。）	
群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村	
石川県	白山市（旧白峰村に限る。）	
山梨県	北杜市（旧小淵沢町に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村	
長野県	上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、壳木村、上松町、王滝村、木曾町（旧木曾福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。）、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町	
岐阜県	飛騨市、郡上市（旧高鶲村に限る。）、下呂市（旧小坂町、旧馬瀬村に限る。）、白川村	
奈良県	野迫川村	
広島県	廿日市市（旧吉和村に限る。）、	
4	青森県	鰯ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。）、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。）、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市（旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。）、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
	茨城県	城里町（旧七会村に限る。）、大子町
	栃木県	日光市（旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。）、那須塩原市、塩谷町、那須町
	群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町
	埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）
	東京都	檜原村、奥多摩町
	新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
	石川県	白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。）
	福井県	池田町
	山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、北杜市（旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大

	泉村、旧白州町に限る。)、甲州市(旧大和村に限る。)、道志村、西桂町、富士河口湖町	
長野県	長野市、松本市、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市(旧塩尻市に限る。)、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下篠村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村	
岐阜県	高山市、中津川市(旧長野県木曽郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市(旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。)、東白川村	
愛知県	豊田市(旧稻武町に限る。)、設楽町(旧津具村に限る。)、豊根村	
兵庫県	香美町(旧村岡町、旧美方町に限る。)	
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、曾爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村	
和歌山县	高野町	
鳥取県	若桜町、日南町、日野町	
島根県	飯南町、吉賀町	
岡山县	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、西粟倉村、吉備中央町	
広島県	庄原市(旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、安芸太田町、世羅町、神石高原町	
愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、久万高原町	
高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梼原町	
5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
	秋田県	にかほ市
	山形県	酒田市(旧酒田市に限る。)
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
	茨城県	水戸市、土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町(旧常北町、旧桂村に限る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
	群馬県	桐生市(旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町
	埼玉県	秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
	千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
	東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	山北町、愛川町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山县	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
	山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市(旧武川村に限る。)、

	甲斐市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、上野原市、甲州市（旧塩山市、旧勝沼町に限る。）、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町	
長野県	飯田市、喬木村	
岐阜県	大垣市（旧上石津町に限る。）、中津川市（旧中津川市に限る。）、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市（旧美並村に限る。）、土岐市、関ヶ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町	
静岡県	御殿場市、小山町、川根本町	
愛知県	設楽町（旧設楽町に限る。）、東栄町	
三重県	津市（旧美杉村に限る。）、名張市、いなべ市（旧北勢町、旧藤原町に限る。）、伊賀市	
滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	
京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町	
大阪府	豊能町、能勢町	
兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町（旧温泉町に限る。）	
奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村	
和歌山县	田辺市（旧龍神村に限る。）、かつらぎ町（旧花園村に限る。）、日高川町（旧美山村に限る。）	
鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町	
島根県	益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。）、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町	
岡山县	津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、高梁市、新見市、備前市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。）、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町	
広島県	府中市、三次市、庄原市（旧庄原市に限る。）、東広島市、廿日市市（旧佐伯町に限る。）、安芸高田市、熊野町、北広島町	
山口県	下関市（旧豊田町に限る。）、萩市（旧むつみ村、旧福栄村に限る。）、美祢市	
徳島県	三好市、上勝町	
愛媛県	大洲市（旧肱川町、旧河辺村に限る。）、内子町（旧小田町に限る。）	
高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町	
福岡県	東峰村	
熊本県	八代市（旧泉村に限る。）阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村	
大分県	佐伯市（旧宇目町に限る。）、由布市（旧湯布院町に限る。）、九重町、玖珠町	
宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町	
6	茨城県	日立市、土浦市（旧新治村を除く。）、古河市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市（旧倉渕村を除く。）、桐生市（旧桐生市に限る。）、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	東京都	東京23区、八王子市、立川市、武藏野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、

	日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
石川県	金沢市、白山市（旧松任市に限る。）、小松市、野々市市
福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
山梨県	甲府市（旧甲府市に限る。）、南部町、昭和町
岐阜県	岐阜市、大垣市（旧大垣市、旧墨俣町に限る。）、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市（旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧稻武町を除く。）、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重県	津市（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。）、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市（旧員弁町、旧大安町に限る。）、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市
京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稻美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町（旧村岡町、旧美方町を除く。）、新温泉町（旧浜坂町に限る。）
奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧大塔村を除く。）、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山县	海南市、橋本市、有田市、田辺市（旧本宮町に限る。）、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町（旧花園村を除く。）、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町（旧川辺町、旧中津村に限る。）、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市（旧益田市に限る。）、大田市、安来市、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山县	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町
山口県	宇部市、山口市、萩市（旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町

	徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
	香川県	全ての市町
	愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市（旧大洲市、旧長浜町に限る。）、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町（旧内子町、旧五十崎町に限る。）、伊方町、松野町、鬼北町
	高知県	香美市、馬路村、いの町（旧伊野町に限る。）、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町
	福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
	佐賀県	全ての市町
	長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町に限る。）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
	熊本県	八代市（旧坂本村、旧東陽村に限る。）、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
	大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市（旧挾間町、旧庄内町に限る。）、国東市、姫島村、日出町
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塙村、美郷町、高千穂町、日之影町、
	鹿児島県	伊佐市、湧水町、
7	千葉県	館山市、勝浦市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市
	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
	愛知県	豊橋市
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
	大阪府	岬町
	和歌山县	和歌山市、御坊市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
	山口県	下関市（旧豊田町を除く。）
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市（旧新居浜市に限る。）、松前町、愛南町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、南島原市、長与町、時津町、小值賀町、新上五島町
	熊本県	熊本市、八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	大分県	大分市（旧野津原町を除く。）、佐伯市（旧宇目町を除く。）
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、

		大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
8	東京都	小笠原村
	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	沖縄県	全ての市町村
備考 この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。		